

◎自由発表（第1会場）

【演題等】「大阪市立中学校『学校安心ルール』について」

【講演・発表者】大阪市立新北島中学校 教諭 氏名 笠谷 和弘

・発表概要

大阪市教育局は、平成25年度に全小中高等学校に向けて、指針「体罰・暴力を許さない開かれた学校づくりのために」を示した。この指針の主旨は、これまでの生活指導の大転換と受け止めることができる。教員による体罰の禁止のみならず、最終章では有形力を用いることのない新たな生活指導体制の構築として「段階的指導」の導入に言及している。

これを機に大阪市教育局において、「大阪市独自の段階的指導」策定に向けての検討協議が継続的に実施され、平成30年度より大阪市立小中学校「学校安心ルール（スタンダードモデル）」として、全小中学校420校での一斉導入に至った。

学校安心ルールのコンセプト・特徴を解説するとともに、小中学校でどのように活用されているのかを発表する。

・発表要旨

- 学校安心ルールの構成は、「問題行動を4つのカテゴリーで例示」「程度により3段階にレベル分け」「学校等が行うことができる対応」「基本的な約束ごと」の4つの要素から成り立っている。
- 学校安心ルールの特徴は、「『当然してはいけない行為』を、短く、わかりやすく、具体的に記述」「ルールは、学校生活内の行為に対して課しており、態度には課していない」「ルールは、教職員・児童生徒・保護者（地域/地域関係者を含む）に事前明示し共有することが原則」「児童生徒の行動規範に特化したルールであり、罰則ではなく約束」「ルールを守らなかった時の約束を前もって決めておく（学校等が行うことができる対応）」「基本的な約束ごとについては、指導をしない」である。
- 学校安心ルールは、平成25年度に本市教育局より「体罰・暴力行為等を許さない開かれた学校づくりのために」が示され、従来の生活指導体制を見直しが必要となり、段階的指導のもと、新たな生活指導体制が構築されるために策定された。平成29年度より試行実施、平成30年度より一斉実施となった。
- ルールを破るかどうかは本人の選択であり、ルールを破る場合は、約束に従い、叱ったり、ましてや怒ったりするのではなく、決められた対応を行う。

特に、児童生徒にとっては、第1段階・第2段階のルールを守ろうとすることが重要である。教員は、児童生徒がルールを破ったときは約束を実行する。その際、指導に一貫性をもたせることが重要である。これは、画一的な指導結果を求めることを意味していない。



○どのような問題行動であっても、教員がしっかりと関わり、その場での注意・指導を必ず行わなければならない。問題行動を看過しないことが重要である。そして、早期に適切な注意・指導が必要であり、初動が大切である。

○学校安心ルールと校則に整合性をもたせる必要がある。

○問題行動の指導には、「①気づき」「②反省」「③改善」の3つのプロセスがあると考えている。学校安心ルールのような指導基準表があることで、見える化につながり、児童生徒も教員も、してはいけないことに気づくことができる。反省を促す際には、指導対応表を活用する。改善が見られないと指導とはならないので、指導対応表を活用して、改善が見られたかを確認する。指導対応表に基づく指導は、学校総体で推進し、教員の孤立を防ぐことにつながる。指導とは、指し導くことである。

○学校安心ルールとは、児童生徒に「規範」を学習されるためのルール、学校を安全で安心できる「学びの場」に保つためのルールである。成立の三要素「児童生徒・保護者への事前明示」「学校を含めた三者での共有」「一貫性のある指導」が約束となり、学校総体で正しく運用することで、指導効果を上げることができる。

○小中学校の校長や教員から効果的な活用ができているという多くの声が聞けた。

・質疑応答の概要

Q 1 学校安心ルールの法的根拠について教えてほしい。

A 1 学校安心ルールの法的根拠は、教育基本法第2章第6条（学校教育）、第10条（家庭教育）、第11条（幼児期の教育）、第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）、第3章第17条（教育振興基本計画）、大阪市教育振興基本計画である。